

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回沖永良部警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月13日 水曜日 午後3時30分～午後5時00分
会 議 場 所	沖永良部警察署会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下4人 2 警察署 署長以下10人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 開会のことば</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 協議等</p> <p>ア 管内における治安情勢等の説明</p> <p>イ 意見・要望に対する回答及び措置経過</p> <p>ウ 次回協議会の開催日程について</p> <p>(4) 閉会のことば</p> <p>2 質疑・応答</p> <p>【委員】</p> <p>管内における事件・事故等の取扱い状況の「4 特別法犯」の中で、銃刀法違反で包丁を保持していた事件を検挙したとありますが、私はキャンプするときに、包丁をそのまま気軽に車に突っ込んでしまうことがあるのですが、どのように持ち運ぶべきでしょうか。</p> <p>【生活安全刑事課長】</p> <p>キャンプ等使用目的があれば、検挙されることはありません。使用目的もなく、車に乗せていたり、乗せたままにしていると検挙される場合があります。</p> <p>【委員】</p> <p>仕事上、パールを持ち歩くことがあるのですが、これは大丈夫でしょうか。</p> <p>【生活安全刑事課長】</p> <p>パールにつきましても包丁と同様に、使用目的の説明ができれば問題ありません。</p> <p>【署長】</p> <p>キャンプから帰って、「包丁を車に乗せたままです。」と説明がつきにくいので、使用後は都度、車から降ろすように気を付けてください。</p> <p>3 委員からの意見・要望・質問等</p> <p>【委員】</p> <p>自動販売機の中身について</p> <p>自動販売機で冷たい飲み物を購入したときに、自動販売機のサンプルと実際に手にした商品が違うことがあります。自分の自由でメーカーやサンプルを見ながら購入するのですが、実際の商品はメーカーもデザインも違うことがあります。</p> <p>景品表示法等法律の観点から教えてください。</p> <p>【生活安全刑事課長】</p> <p>自動販売機の中身について回答します。</p> <p>景品表示法いわゆる不当景品類及び不当表示防止法につきましても、なかなか馴染みの薄い法律でしたので、県警察本部に問い合わせたところ、この法律は、刑事罰がなく、所管が鹿児島県の総務部男女共同参画局くらし共生協働課消費者行政推進室になるとの回答でした。その上で、不当景品類及び不当表示防止法第5条に規定する不当な表示の禁止に抵触するおそれがあるようです。</p> <p>また、行政罰として、段階を踏んで県による措置命令や消費者庁から課徴金納付命令があるようです。</p> <p>【委員】</p> <p>島内の車上荒らしについて</p> <p>先日、「島内にて車上荒らしの被害が出た。」といううわさ話を耳にしました。これは本当のことでしょうか。</p> <p>また本当であれば、いつ、どこの地域で何件ほどあったのでしょうか。犯人は既に捕まったのでしょうか。お答えできる範囲で教えてもらえたらと思います。</p> <p>【生活安全刑事課長】</p> <p>島内の車上荒らしについて回答します。</p> <p>当署管内で窃盗事件の車上ねらいが発生したことにしましては事実です。発生時</p>	

期につきましては、今年の夏から現在にかけて発生しております。発生地域につきましては、具体的な字名までお答えしますと被害者個人の特定につながるおそれがあることから回答を控えさせていただきますが、和泊町及び知名町で発生しておりますので、発生地域は島内全域といえる状況です。
当署では、車上ねらいの被害を合計11件認知しております。この認知件数は、当署で被害届を受理した件数になりますので、中には、警察に届けたけれども被害届を出していない方もいますし、被害に遭ったけれども警察に届けていない方もいらっしゃると思いますので、発生件数自体は、認知件数よりも多いと思っております。
最後に、この一連の車上ねらいの犯人については、現在、捜査中です。

【委員】

「窃盗グループが車上荒らしをしているから気を付けて。」、「窃盗グループは島外に出たから大丈夫。」と色々なうわさ話を耳にします。沖永良部に住んでいると子供の乗り降りが面倒だったり、防犯意識が疎くなりがちで鍵を開けたままスーパーに行くことがあったのですが、「犯人がまだ捕まっていない。」とのことでしたので、しっかり鍵を閉めようと思います。

【委員】

ジャガイモ農家の知人から、「畑の側にトラックを駐車していたら、車中の売上金を盗まれた。」と聞いたことがあります。人間誰しも忘れることはあると思いますので、ジャガイモの収穫時期に農道をパトロールしていただきたいと思います。

【署長】

農作物の収穫時期には、農道を重点的に、パトロール強化をしていきたいと思っております。

【委員】

車は施錠されているのでしょうか。施錠されている車が少ないから窃盗件数も増えているのではないのでしょうか。

【生活安全刑事課長】

施錠していれば被害に遭っていないケースもあると思います。防犯キャンペーンを通じて「鍵をかけてください。」などの周知活動を行っていますが、これほど車上ねらいが発生していると、私どもの広報の仕方を変える必要があると思います。

【委員】

私の知人も、「数年前、畑から遠い場所に駐車し、畑作業中に被害に遭った。」と聞いています。2月頃のジャガイモの収穫時期に町民放送で「車の施錠をして犯罪に巻き込まれないようにしましょう。」と流してもらえたら気を付けるようになると思います。

【委員】

整備不良車両の取締りについて

無灯火のバイクと車がぶつかりそうになり、怖い思いをしたとの話を聞きました。

整備不良車両の取締りは、今後計画されていますでしょうか。

【交通課長】

整備不良車両の取締りについて回答いたします。

整備不良車に対する取締りですが、本年6月に鹿児島運輸支局と合同で整備不良車に特化した交通指導取締りを行いました。この合同取締りは、毎年、実施しております。そのほかにも、通常の警らや交通取締りを通じて、整備不良車を認めた場合は、交通指導取締りを行っているところです。

【委員】

車を運転しているとブレーキランプが片方切れている車を見掛けます。ランプ等切れていたら運転手が気付くことができるのでしょうか。やはり、ほかの人に見てもらうしか、ないのでしょか。

【交通課長】

運転前に点検をすることが基本ですが、自分で気付くことはなかなか難しいところもあります。警察でもランプが消えている車を見掛けたら対象車両を停車させ、声掛けを実施しています。また、対象車両を見掛けた場合、連絡をいただければ警察で対応させていただきます。

【委員】

横断歩道や一時停止の白線について

横断歩道や一時停止のラインが消えかかっているところが多々みられます。どのくらいの頻度で塗り直しされるのでしょうか。

【交通課長】

横断歩道や一時停止の白線について回答いたします。路面標示の塗り直しについては、住民からの要望等をいただいた場合や、警察活動を通じて、薄くなっている場所を認めた場合は、都度、現場確認等を行い、本部主管課が取りまとめて路面標示等の補修を実施している状況です。

塗り直しについては、本部主管課が実施しているため、頻度については把握していませんが、本年度中に横断歩道や一時停止線等の塗り直しを実施すると聞いています。今後も路面標示等の薄くなっている箇所等があれば、警察に連絡をお願いいたします。

【委員】

路面標示ではないのですが、標識が樹木で隠れて見えないところは、対応していただけますか。

【交通課長】

関係機関に連絡し、土地の所有者及び管理者に依頼することになります。御連絡いただければ、早期発見でき、事故違反防止につながると思います。

【委員】

小・中学生に「横断歩道を渡りましょう。」と教えているのに、通学路における横断歩道の白線が消えかかっていると、「どこでも渡っていい。」と勘違いしてしまいたい。子供たちの命を守るためにも、通学路における横断歩道の白線に注視していただきたいです。

【委員】

災害対応について

昨今、災害への心配が高まっております。警察の役割は多岐にわたるかと思えます。この管轄区において、大きな地震や津波が発生した場合に、与論幹部派出所としてどのような対応計画を持っていらっしゃるのか。

また、今後どのような対応訓練を予定しているのかを教えてください。

【警備課長】

災害対応について回答いたします。

当署では、沖永良部島と与論島における災害の備えとして沖永良部警察署災害警備基本計画を策定しております。同基本計画に基づき、毎年、災害危険箇所や指定避難箇所等の見直しや把握を行うほか、自治体や関係機関との情報共有、防災訓練の実施等、有事の際、迅速に対応できるように備えております。

また、装備資機材の点検と操作方法についても適宜訓練を実施しております。

【与論幹部派出所長】

与論町における訓練につきましては、大規模なもので平成29年2月に鹿児島県警察、沖縄県警察、九州管区警察局、与論分遣所、与論町消防団及び与論町民と合同で行った総合防災訓練があります。今後の予定としましては、11月下旬に消防庁や県等の関係機関と連携して、地震と津波を想定した初動対応の図上訓練を実施予定であります。

また、部内の訓練になりますが、津波に関する伝達訓練を11月5日に実施しております。

【委員】

部内者犯罪について

不運にも警察組織の部内で、犯罪を犯した者の捜査手順は、「どのようなものなのか。」をお尋ねします。

【警務課長】

部内者犯罪について回答します。

警察職員である場合でも、捜査の手順は、通常の事件捜査と同様です。証拠を集めて、検察庁に送致することになります。検察官が「起訴するか。不起訴にするか。」を判断します。起訴されれば、裁判所で裁判となります。

【委員】

身内を疑うことはつらいと思えますし、皆さんが頑張っているのに、このような事態になってしまったことは不幸なことだと思います。

【委員】

地域とのつながりについて

先日の町民体育大会お疲れ様でした。警察署の皆さんも選手に引っ張りだこだったのではないのでしょうか。「田皆の駐在所員さんが町内ナンバーワンでは。」と思わせるような走りを見せてくれて、大いに盛り上がりました。練習等にも熱心に参加してくれていたの、多くの人に顔と名前を覚えてもらい、相談しやすい関係を作るいい機会になったかと思えます。

通常業務が忙しいとは思いますが、これからも地域行事や学校行事等に参加し、是非島民との良好な関係性を作り、相談等がしやすい存在になってくださればと期待します。

【警務課長】

ありがとうございます。

今後も各種行事に島民として、また警察職員として参加し、良好な関係を継続していきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

【署長】

警察職員が参加することで防犯効果にもつながります。今後も各種行事に呼んでくださればと思えます。

【委員】

警察を身近に感じる事ができ、島民に顔を覚えてもらう良い機会だと思いますが、なれ合いになり過ぎることが気懸かりです。

【委員】

協議会の意見要望について

世の中の物価も上がり、それに伴い切手代もどんどん上がっています。希望者だけでも協議会の意見要望等をメールによる回答はできないものではないでしょうか。メールで送ると協議会用の資料作成の際にも楽な気がします。御検討お願いします。

【警務課長】

協議会の意見要望について回答いたします。

次回から、メールで回答を御希望の方はお知らせいただければ、対応いたします。

4 令和6年度第3回署協議会の開催日程等

【委員】

「令和6年度第3回署協議会の開催日程」について協議をお願いします。次回は来年2月頃を考えておりますが、開催日等について御意見がございましたら、お願いします。

【警務課長】

次回の「令和6年度第3回署協議会」は、前年度同様、来年2月頃を予定をして準備しながら日程調整を進めてまいります。

【委員】

開催日につきましては、事務局の方で調整をお願いします。

以上で協議事項につきましては全て終了いたします。

備 考	協議会終了後、剣道訓練の見学を実施した。
-----	----------------------